

兵庫県立大学行動指針（BCP）（現在適用レベル抜粋：令和3年11月29日以降）

項 目		内 容
学 生	入構	・必要な感染防止対策を講じた上で、全学生の入構可
	授業	・必要な感染防止対策を講じた上で、全ての授業を対象に、対面授業を実施 ・但し、必要な感染防止対策を講じることが困難な授業は、教育効果を担保した上で、オンラインで実施
	研究活動 (学内)	・必要な感染防止対策を講じた上で、学内における全ての研究活動を実施可
	実習・フィールドワーク等 (学外の研究活動を含む)	・必要な感染防止対策を講じた上で、全ての実習、フィールドワーク等（学外の研究活動を含む）を実施可
	課外活動	・必要な感染防止対策を講じた上で、「課外活動の承認に関するガイドライン」の遵守を条件として、クラブ活動の実施可（学部学生部長の許可） ・主催団体が適切なガイドラインを示した公式戦への参加可（学部学生部長の許可）
学 外 者	入構	・教育研究上又は大学運営上必要な場合は入構可
そ の 他	県大バス	・必要な感染防止対策を講じた上で、県大バスを運行可